

令和6年度 介護保険料額決定通知書兼介護保険料納入通知書 を発送します!

☎ 高齢福祉課介護保険係 ☎62-1112

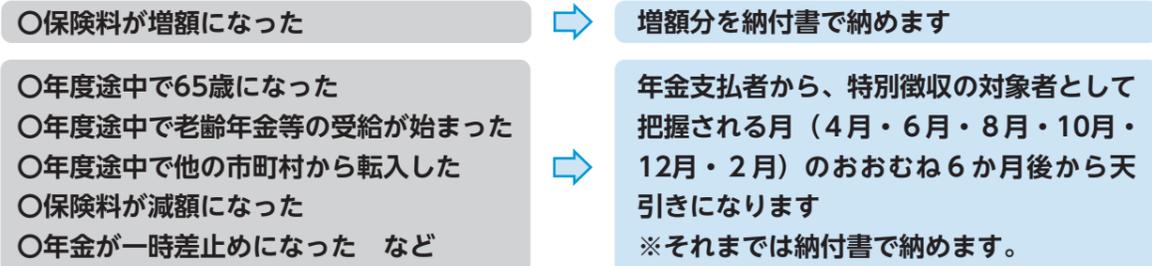
満65歳以上の方に「介護保険料額決定通知書兼介護保険料納入通知書」等を7月上旬に発送します。
保険料額は、令和6年4月1日時点の世帯状況等をもとに算定したものです。
具体的な保険料額については通知書および同封のパンフレットをご確認ください。

介護保険料の納めかた（特別徴収・普通徴収）と納付時期

①特別徴収（年金からの天引き）

老齢基礎年金などの公的年金を年額18万円以上受給している方は、介護保険料が年金から天引きになります。

ただし、本来年金から天引きになる「特別徴収」の方でも、一時的に納付書で納める場合があります。



②普通徴収（納付書または口座振替で納付）

特別徴収の条件に該当しない方は「普通徴収」となり、納付書または口座振替により納めていただきます。
※口座振替は取扱い金融機関での手続きが必要です。

○普通徴収の納付方法

普通徴収の納期は、7月から翌年2月までの年8回で、当該月の月末が納付期限となります。
※納付場所については、納付書裏面をご確認ください。
※コンビニエンスストアやスマートフォンアプリ（PayPay、LINE Pay）でも納めることができますのでご利用ください。ただし、納期限が過ぎた場合はご利用できません。

月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期

納め忘れがないように口座振替をお勧めします!

介護保険料が変更になるとき

▽北秋田市外への転出や死亡など、北秋田市の被保険者資格を喪失した場合

被保険者であった期間（月単位）に応じて保険料を精算し、改めて変更後の保険料額をお知らせします。

▽保険料算定の基礎（根拠）となる市民税が所得更正等により変更されたり、生活保護を受給するなどした場合

新たな保険料段階区分（第1段階～第13段階）で保険料を再計算し、改めて変更後の通知書をお送りします。

福祉医療費（マル福）制度のお知らせ

受給者証の更新のお知らせ

現在お持ちの福祉医療受給者証の有効期限が令和6年7月31日の方は更新の対象となります。

- 対象者には7月末までに、8月1日から有効の受給者証を送付します。
- 8月以降に病院で受診される際は、有効期限をご確認のうえ、保険証と一緒に提示してください。
- 令和5年中の所得が把握できない方（令和6年1月2日以降の転入者等）は、所得が確認でき次第、受給者証を送付します。該当する方には別途通知します。
- ※未申告の方は申告を行う必要があります。
- 《次の方も更新の対象です》
- すでに高校2年生の方には有効期限が令和8年3月31日までの受給者証を、高校3年生の方には有効期限が令和7年3月31日までの受給者証を交付していますが、**令和6年8月からの制度改正に伴い、令和6年8月1日から有効の新たな受給者証を送付しますので、お手元にある受給者証と差し替えてご使用ください。**

手続きが必要な方

- 加入されている健康保険（社保、共済、国保等）が変更になった場合
【必要なもの：保険証】
- 県外の医療機関で受診した場合（償還払いの手続き）【必要なもの：領収書、受給者証、保険証、通帳、印鑑等】
※県外での受診の場合、福祉医療は適用されませんが、自己負担分については申請により後日払い戻します。
※入院時の食事代、病衣代、個室差額代、診断書料金等は福祉医療の対象外となります。

重度心身障害（児）者（精神）に対する助成

令和6年8月から自宅で療養している精神障害者（1級）の医療費を助成します。
医療費の助成を受けるためには、事前に福祉医療の受給者証を取得する必要があり、福祉医療の受給者証を取得するためには申請が必要になります。
受給者証の交付申請には、**【健康保険証、精神障害者保健福祉手帳（1級）、自立支援医療受給者証（精神通院）、印鑑】**が必要です。

助成対象者

精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者のうち、自立支援医療（精神通院）を受けている方（※1）（※2）

助成対象期間

令和6年8月以降の診療・調剤・施術費等が対象

助成対象外

精神病床に入院した場合の入院医療費は助成対象外

- （※1）対象者が社保本人（国民健康保険、社保扶養は除く）の場合で、本人または配偶者や扶養義務者の前年の所得が基準額を超えている場合は、助成対象となりません。
- （※2）「精神障害者保健福祉手帳（1級）」と「自立支援医療（精神通院）の受給者証」のどちらか片方でも有効期限が切れると医療費助成が受けられなくなりますので、忘れずに更新手続きをしてください。

「精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証の発行、更新等に関すること」
【問い合わせ】 …福祉課地域障がい福祉係 ☎62-6637
「福祉医療受給者証の交付申請等に関すること」…市民課国保年金係 ☎62-1118